

**納付書による納付(普通徴収)については、便利で確実な口座振替へ！**  
**市役所でも口座振替手続きができます。**  
**(ゆうちょ銀行のみ市役所での手続きができません。)**

●こんなに便利●

- ☆指定された預貯金口座から自動的に払い込まれますので、納め忘れがありません。
- ☆納期のたびに金融機関等へ行く必要がないので、手間が省けます。
- ☆一度手続きをすると、翌年度分以降も自動継続します。  
 (年金から差し引かれず、納付書での納付となった場合に対応します。)

取扱金融機関		
山口銀行	西京銀行	もみじ銀行
北九州銀行	東山口信用金庫	中国労働金庫
山口県漁業協同組合		ゆうちょ銀行
山口県農業協同組合		

※上記の金融機関のうち、市外の金融機関をご希望の方は、口座振替依頼書を送付しますので、ご連絡ください。

●申し込みの手続き●

- ☆あなたの預貯金口座のある金融機関窓口又は市役所(支所・出張所等を含む)でお手続きをします。
- ☆申込時には、次のものをご用意ください。  
 「預貯金通帳」「通帳使用の印鑑」「介護保険料納入通知書」
- ☆申込用紙は、市内の金融機関及び市役所に備え付けられています。



**保険料を滞納していると...**

介護保険では、通常、費用の1割(2割又は3割)を負担すれば、さまざまな介護保険サービスがご利用いただけます。しかし、保険料の滞納があると、きちんと納めている方との公平を保つために、通常のコスト負担でご利用いただけなくなる場合がありますので、ご注意ください。

<b>1年間滞納した場合</b> ○サービス利用時の支払い方法の変更(償還払いへの変更)	介護サービスを利用したとき、いったん利用料の全額を自己負担し、後から9割(8割又は7割)相当分を市から払い戻しを受ける「償還払い」に、支払い方法が変更になります。
<b>1年6ヶ月間滞納した場合</b> ○保険給付の一時差し止め ○差し止め額から滞納保険料を控除	償還払いになった給付費の一部又は全部を一時的に差し止めるなどの措置がとられます。なお滞納が続く場合は、その額から保険料が差し引かれます。
<b>2年以上滞納した場合</b> ○利用者負担の引き上げ ○高額介護サービス費等の支給停止	介護保険料の未納期間に応じて、自己負担割合が引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなります。

※災害などの特別な事情により、一時的に保険料が納められなくなったときは、徴収の猶予や減免を受けられることがあります。また、保険料第2段階又は第3段階の方で著しく生活が困難な場合、申請により資産等を確認した上で減額されることもあります。詳しくは、下記の問合せ先までご連絡ください。

**問合せ 光市高齢者支援課 介護保険係 TEL:0833-74-3003**

〒743-0011 光市光井二丁目2番1号 光市総合福祉センター(あいぱーく光)内

65歳以上のみなさまへ

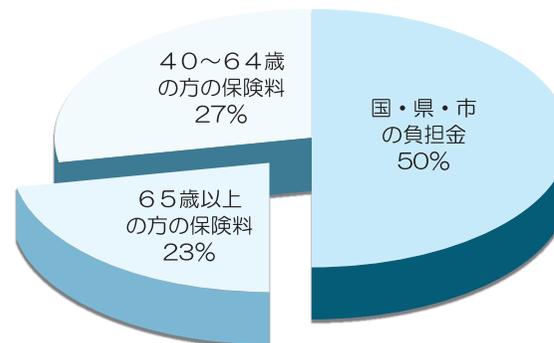
**令和6年度 介護保険料のお知らせ**

**あなたの介護保険料が介護保険を支えています**

介護保険は、介護が必要と認定されたときに費用の一部を支払って、介護保険のサービスを利用するしくみです。  
 その財源は、利用者負担額を除く約半分を公費(税金)により国・県・市が負担し、残り半分は、40歳以上のみなさんからの保険料で賄われています。



介護保険の財源



現在の保険料は、光市の介護保険給付費の実績に基づき、令和6年度～令和8年度の光市介護保険事業計画において、3年間の介護保険給付費などの総額を推計し算定しています。  
 介護保険料は、介護保険制度を維持し、介護が必要になったときに誰もが安心して介護保険サービスを利用するための大切な財源です。  
 必ず納付していただきますよう、お願いします。

▼基準額はこのようにして算出されます。

光市に必要な介護サービスの総費用	×	65歳以上の方の負担分(23%)	÷	光市に住む65歳以上の方の人数	=	光市の基準額 66,090円 (年額)
------------------	---	------------------	---	-----------------	---	---------------------------

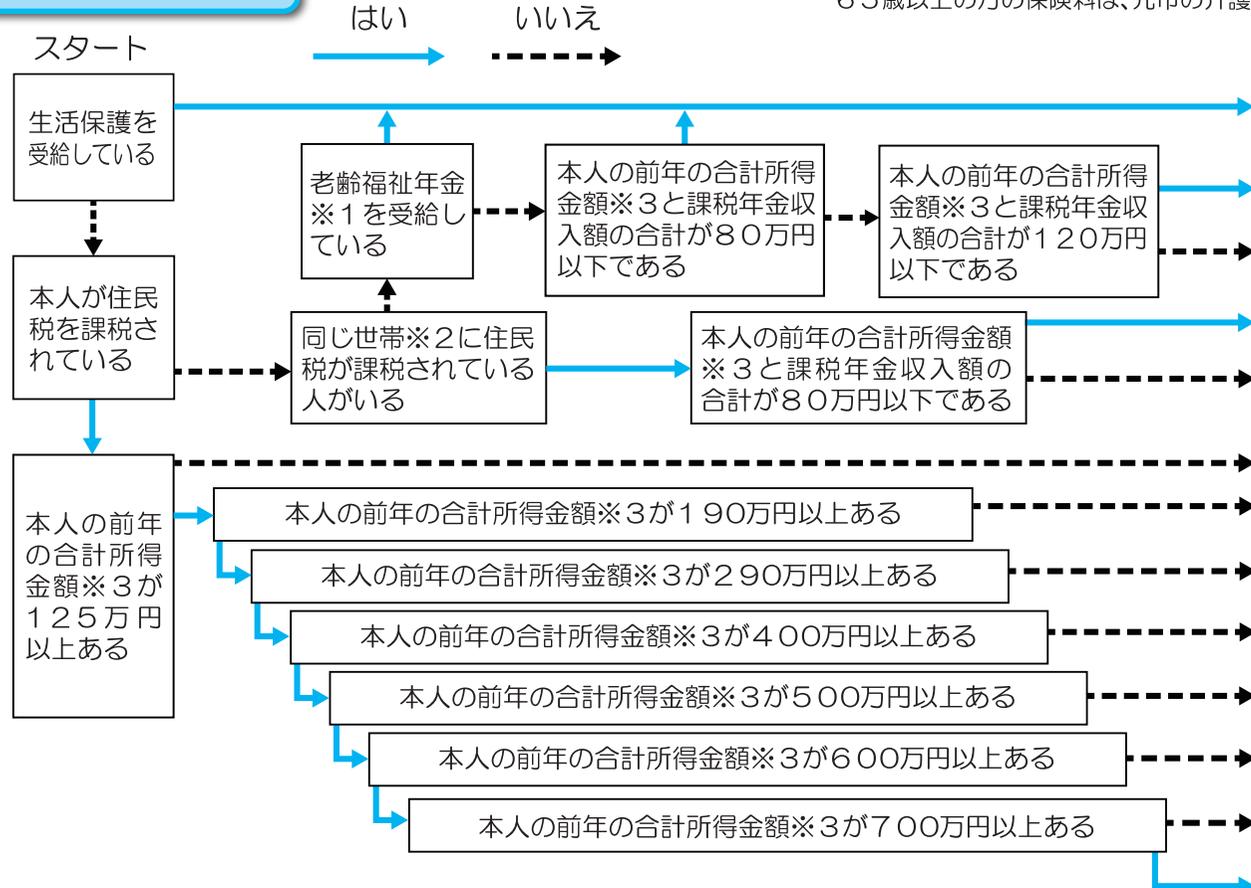
※基準額は全国一律ではなく、市町村で必要な介護保険サービスの総費用に応じて決められています。

# 65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料

## 介護保険料の決まり方

65歳以上の方の保険料は、光市の介護保険サービスにかかる総費用から算出された「基準額」をもとに、所得に応じて13段階に調整されます。  
光市介護保険料基準額：66,090円/年(5,508円/月)

あなたの介護保険料は？

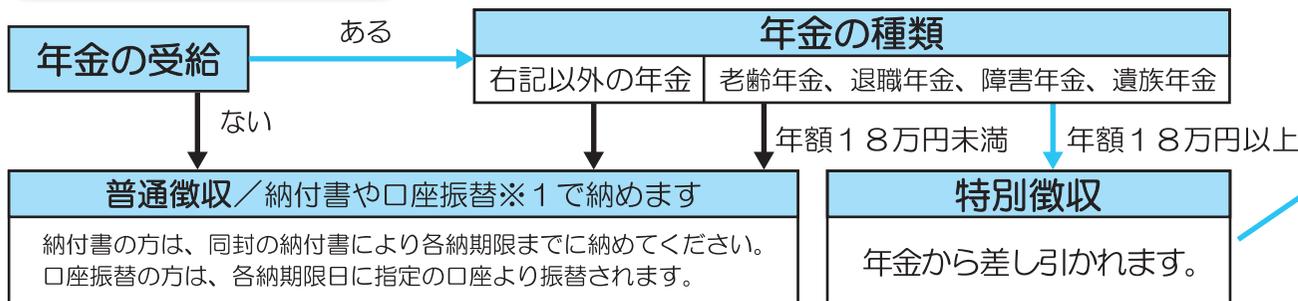


段階	対象者	保険料/年額	
第1段階	生活保護を受けている人、世帯全員が住民税非課税の人の内、老齢福祉年金を受けている人、又は本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	18,830円	基準額×0.285
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	28,740円	基準額×0.435
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超えている人	45,270円	基準額×0.685
第4段階	本人が住民税非課税で、世帯の中に住民税課税の者がいる人の内、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	57,820円	基準額×0.875
第5段階	本人が住民税非課税で、世帯の中に住民税課税の者がいる人の内、第4段階対象者以外の人	66,090円	基準額
第6段階	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が125万円未満の人	74,350円	基準額×1.125
第7段階	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	82,610円	基準額×1.25
第8段階	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	99,130円	基準額×1.5
第9段階	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	102,430円	基準額×1.55
第10段階	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	120,610円	基準額×1.825
第11段階	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	125,570円	基準額×1.9
第12段階	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の人	130,520円	基準額×1.975
第13段階	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が700万円以上の人	150,350円	基準額×2.275

※1 老齢福祉年金：明治44年4月1日以前に生まれた方、または明治44年4月2日から大正5年4月1日までに生まれた方で一定の要件を満たす場合に支給される年金です。  
 ※2 同じ世帯：賦課期日（その年度の初日【4月1日】。ただし、4月1日以降に転入等により資格取得した方については資格取得日。）時点での世帯構成に基づきます。  
 ※3 合計所得金額：収入から公的年金控除などを差し引いた金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

## 介護保険料の納め方

年金の種類や受給額によって特別徴収と普通徴収の2通りに分かります。



※介護保険法第135条により定められています。

**普通徴収**：期日までに、光市より送付される納付書で、コンビニエンスストア、金融機関や市役所関係機関の各窓口(光市役所、あいぱーく光、支所および各出張所)を通して納めます。また、納付書のバーコードをスマホで読み取るスマホ決済※2もご利用できます。

※1 口座振替の申込方法は、本紙最後のページをご覧ください。※2 スマホ決済対応アプリは、納付書裏面をご覧ください。



**特別徴収**：年6回の年金の定期払いの際に、年金の受給額から介護保険料があらかじめ差し引かれます。

仮徴収 (上半期)			本徴収 (下半期)		
4月(1期)	6月(2期)	8月(3期)	10月(4期)	12月(5期)	2月(6期)
前年度2月期の保険料と同じ額が差し引かれます。			確定した年間保険料から仮徴収合計額を差し引き、残った額が3回に分けて徴収されます。		

※ 各期の金額については、納入通知書に記載しています。  
 ※ 仮徴収については、所得の状況により、被保険者の負担が均等化されるよう金額が変更になる場合があります。

### 注目

▼特別徴収対象の年金を受給していても、普通徴収(納付書・口座振替)になる方

- ・年度の途中で65歳(第1号被保険者)になったとき
- ・年度の途中で他の市区町村から転入したとき
- ・年度の途中で所得段階の区分が変更になったとき
- ・年金担保、年金差し止めなどで年金が停止したとき など